政令

貸金業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第七十号

貸金業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第四号中「商品先物取引法」を「貸付けを業として行う商品先物取引法」に、「会員等のみに対する貸付けの業務を行うもの」を「他の会員等に対する貸付け以外の貸付け（法第二条第一項第三号又は第四号に掲げるものを除く。）を業として行わないもの」に改める。

第一条の二に次の一号を加える。

六　貸付けを業として行う会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）であつて、かつ、次に掲げる他の会社等に対する貸付け（ロに掲げる他の会社等に対する貸付けにあつては、当該他の会社等の総株主又は総出資者の共同の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けとして内閣府令で定めるものに限る。）以外の貸付け（法第二条第一項第三号又は第四号に掲げるものを除く。）を業として行わないもの

イ　当該会社等を含む同一の会社等の集団（一の会社等及び当該会社等の子会社等（会社等がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する会社等その他の当該会社等がその経営を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいう。）に属する他の会社等

ロ　当該会社等（当該他の会社等の総株主又は総出資者の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数以上の議決権を保有するものに限る。）を含む二以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき当該他の会社等の経営を共同して支配している場合における当該他の会社等

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第七十一号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百二十七号を第百二十八号とし、第七十二号から第百二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第七十一号の次に次の一号を加える。

七十二　二―デオキシ―五―（トリフルオロメチル）ウリジン（別名トリフルリジン）及びその製剤

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第七十二号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎